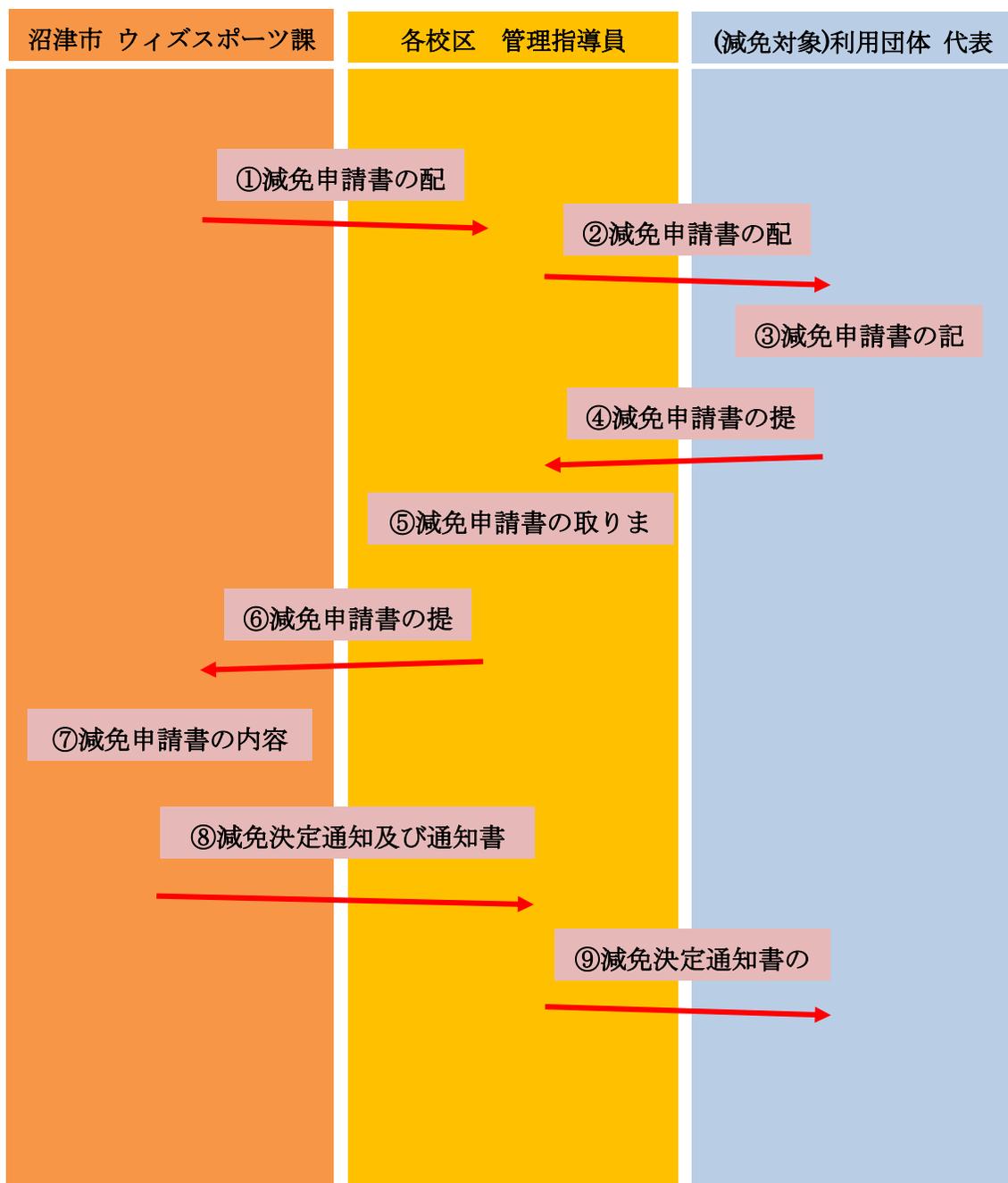


夜間照明施設使用料の減免について



(内容説明)

内容を要約すると、以下の2点となります

- 小・中学生を対象とした活動団体が夜間照明を利用した場合、
その使用料が **19時まで**は免除となる。
- 免除対象とするため、管理指導員は、対象の団体に申請書を記入
してもらい、市に提出する(**令和8年4月8日**期限)

(Q&A)

Q 1 : 減免対象となる利用団体はどのような団体を対象としているか?

A 1 : 市内の子どもたち (小・中学生以下) を対象とした、子どもたちが
主体として参加するスポーツ活動・レクリーエーション活動です (裏面参
照)

例) 野球・サッカー少年団、陸上クラブ、よさこい等のレクチャー

Q 2 : 対象となるのはどの部分の利用か?

A 2 : A 1 の団体が、悪天候や日没の影響で、~19:00 までに夜間照明を利用する
場合です。ただし、A 1 の団体でも、19:00 以降の利用は料金が発生します。一般
利用団体は、時間にかかわらず使用した分だけ料金が発生します。

Q 3 : いつまでに減免申請書を提出すればよいか?

A 3 : **令和8年4月8日(水)まで**にご提出ください。

Q 4 : 実際の利用ではなく予定の段階で提出するのはなぜか?

A 4 : 利用の都度、毎回管理指導員さんに申請書の配付&提出をしてもら
うのは、運用上困難であると考え、管理指導員さんの負担軽減のため、原
則的に1年に1度、減免対象となり得る団体から書類を提出する形を取り
入れました。

Q 5 : 今後、新規の団体が利用したいと申し出た場合どう対応すべきか?

A 5 : 随時減免申請書を記入してもらい、市に提出してください。

Q 6 : 配付する減免申請書が足りない場合どうすればよいか?

A 6 : コピーして使用するか、市にご連絡ください。

◆ 沼津市屋外運動場夜間照明施設使用料の免除範囲（R8.4.1～）

- 1 市内の子どもたち（小・中学生）が主体として参加する活動
- 2 青少年健全育成に関わるもので、地域ぐるみでの青少年を対象とした大会及び催事に使用する場合（地域青少年・健全育成組織が主催し、その地域の青少年全体を対象としたもので、練習等は含まない。）
- 3 地域組織の中でのレクリエーション大会、スポーツ大会の行事に使用する場合（地域の体育協会が地域住民全体を一同に対象としたもので、練習等は含まない。）
- 4 沼津市・沼津市教育委員会が主催するもの
- 5 中学校の部活動の地域展開により沼津市教育委員会の登録を受けた地域クラブが使用する場合